

令和2年度 新潟市地域防災計画修正作業 【本編】修正事項新旧対照表

| 部 | 章 | 節 | 頁  | 旧   | 新  | 修正理由                                  | 意見所属           | 反映可否 | 判断理由・反映記述   |
|---|---|---|----|---|--|---------------------------------------|----------------|------|---|
| 1 | 一 | 3 | 8  | キ 東京管区気象台（新潟地方気象台）<br>(ア) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること<br>(イ) 気象、地象、（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報及び警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること<br>(ウ) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。<br>(エ) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。<br>(オ) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。<br>(カ) 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行う。 | キ 東京管区気象台（新潟地方気象台）<br>(ア) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。<br>(イ) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。<br>(ウ) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。<br>(エ) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。<br>(オ) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。<br>(カ) <u>（削除）</u> | 文言修正<br><br>(エ)で(カ)を含むことから、<br>(カ)を削除 | 新潟地方気象台        | ○    | 文言修正・・・同節の他の記述を合わせるよう、下記のとおり修正する。<br>記載削除・・・修正理由のとおり<br><br><文言修正><br>(ア)～その成果の収集及び発表<br>(イ)～防災気象情報の発表、伝達及び解説<br>(ウ)～通信施設の整備<br>(エ)～技術的な支援・助言<br>(オ)防災知識の普及啓発 |
| 1 | 一 | 3 | 10 | 株式会社新潟総合テレビ   | 株式会社NST新潟総合テレビ   | 社名変更に伴う                               | NST            | ○    | 修正理由のとおり  |
| 1 | 一 | 4 | 11 | 1 地理的概要<br>面積は726.46km <sup>2</sup> である。  | 1 地理的概要<br>面積は726.27km <sup>2</sup> である。   | 国土地理院の面積調査の結果に基づく修正                   | 防災課            | ○    | 修正理由のとおり  |
| 1 | 一 | 6 | 22 | 新潟港（東港、西港ともに約4kmの岸壁等延長）には計510mの耐震強化岸壁があり、下表に示した被害率に関わらず、いずれの想定地震においても、新潟東港380m(西ふ頭4号岸壁、西ふ頭1号岸壁)及び新潟西港130m(山のふ頭南側岸壁の一部)は応急復旧により使用できる可能性がある。  | 新潟港（東港区約5.8km、西港区約7.9kmの係留施設延長（民間施設除く。））には計510mの耐震強化岸壁があり、下表に示した被害率に関わらず、いずれの想定地震においても、新潟東港380m(西ふ頭4号岸壁、西ふ頭1号岸壁)及び新潟西港130m(山のふ頭南側岸壁の一部)は応急復旧により使用できる可能性がある。  | 岸壁等延長の数量が誤っているため修正。                   | 新潟地域振興局新潟港湾事務所 | ○    | 修正理由のとおり  |
| 2 | 1 | 1 | 27 | 防災知識の高揚   | 防災意識の高揚<br>又は<br>防災知識の向上   | 「高揚」は、精神や気分の高まりに使用する用語であるため           | 学校人事課          | ○    | 修正理由のとおり。<br>記載は「知識の向上」とする。   |
| 2 | 1 | 3 | 33 | 9 助成制度<br>自主防災組織の防災活動及び防災資機材の整備を推進するため、組織結成時に防災資機材を供与するとともに活動助成金を交付する。<br>なお、詳細については、資料編 16 新潟市自主防災組織助成要綱に示す。   | 9 助成制度<br>自主防災組織の防災活動及び防災資機材の整備を推進するため、組織結成時に防災資機材を供与するとともに、防災訓練等の実施に対し、毎年度申請に基づいて、予算の範囲内で活動助成金を交付する。<br>なお、詳細については、資料編 16 新潟市自主防災組織助成要綱に示す。   | 結成時のみ活動助成金を交付すると読み取れ、誤解を招く恐れがあるため。    | 防災課            | ○    | 修正理由のとおり  |
| 2 | 1 | 4 | 35 | 市街化区域 12,904<br>市街化調整区域 59,741  | 市街化区域 12,985<br>市街化調整区域 59,660   | 時点修正                                  | 都市計画課          | ○    | 修正理由のとおり  |
| 2 | 1 | 4 | 35 | ・準工業地域 約 1,613ha<br>・工業地域 約 648ha<br>・工業専用地域 約 739ha  | ・準工業地域 約 1,651ha<br>・工業地域 約 674ha<br>・工業専用地域 約 750ha   | 時点修正                                  | 都市計画課          | ○    | 修正理由のとおり  |
| 2 | 1 | 4 | 35 | これらの地域内においては、一定規模の建築物等は、耐火建築物又は準耐火建築物にするなど防火上の構造基準が定められている。   | これらの地域内においては、一定規模の建築物等は、耐火建築物又は準耐火建築物にするなど防火上の構造基準が定められている。  | 法改正による表現修正                            | 都市計画課          | ○    | 修正理由のとおり  |
| 2 | 1 | 4 | 36 | ・地区計画 71地区 約 976ha  | ・地区計画 80地区 約 1,047ha   | 時点修正                                  | 都市計画課          | ○    | 修正理由のとおり  |
| 2 | 1 | 5 | 37 | ア 建築物の耐震診断・改修の推進<br>施設管理者は、建築基準法による新耐震基準施行（昭和56年）以前の建物について、既存施設の安全性を確保するため、国が定めた「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」を参考に耐震診断の必要性の高い建築物から診断を実施し、必要と認められたものについて耐震改修又は改築を計画的に進めるよう努める。  | ア 建築物の耐震診断・改修の推進<br>施設管理者は、建築基準法による新耐震基準施行（昭和56年）より前の建物について、既存施設の安全性を確保するため、国が定めた「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」を参考に耐震診断の必要性の高い建築物から診断を実施し、必要と認められたものについて耐震改修又は改築を計画的に進めるよう努める。  | 表記誤り                                  | 建築行政課          | ○    | 修正理由のとおり  |

| 部 | 章 | 節 | 頁  | 旧   | 新   | 修正理由                    | 意見所属  | 反映可否 | 判断理由・反映記述 |
|---|---|---|----|---|---|-------------------------|-------|------|-----------|
| 2 | 1 | 5 | 37 | 2 一般建築物の安全対策  | 2 民間建築物の安全対策  | 時点修正                    | 建築行政課 | ○    | 修正理由のとおり  |
| 2 | 1 | 5 | 37 | ア 「新潟市木造住宅耐震診断士派遣制度」について昭和56年以前に建築された木造住宅（自己用）を対象に、耐震診断士を派遣し、診断を行う。   | ア 「新潟市木造住宅耐震診断士派遣制度」について昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅（自己用）を対象に、耐震診断士を派遣し、診断を行う。  | 正確に修正                   | 建築行政課 | ○    | 修正理由のとおり  |
| 2 | 1 | 5 | 38 | イ 「新潟市木造住宅耐震改修工事等補助制度」について昭和56年以前に建築された木造住宅（自己用）を対象に、耐震設計又は耐震改修工事に要する費用の一部に対して補助を行う。  | イ 「新潟市木造住宅耐震改修工事等補助制度」について昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅（自己用）を対象に、耐震設計又は耐震改修工事に要する費用の一部に対して補助を行う。   | 正確に修正                   | 建築行政課 | ○    | 修正理由のとおり  |
| 2 | 1 | 5 | 38 | ウ 「新潟市マンション耐震改修補助制度」について市内にある耐火建築物または準耐火建築物で、地上3階建て以上、延べ面積が1,000㎡以上の分譲マンションで、その分譲マンションの管理組合が行う耐震診断、耐震設計又は耐震改修工事に要する費用の一部に対して補助を行う。                                  | ウ 「新潟市マンション耐震改修補助制度」について昭和56年5月31日以前に建築された分譲マンションのうち、「新潟市マンション耐震改修等促進事業実施要綱」の事業要件を満たすものに対し、その分譲マンションの管理組合が行う耐震診断、耐震設計又は耐震改修工事に要する費用の一部に対して補助を行う。                    | 正確に修正                   | 建築行政課 | ○    | 修正理由のとおり  |
| 2 | 1 | 5 | 38 | エ 「新潟市特定建築物耐震診断補助制度」について市内にある昭和56年以前に建築された民間の特定建築物のうち、「新潟市特定建築物耐震診断等補助金交付要綱」の事業要件を満たすものに対し、その所有者が行う耐震改修等に要する費用の一部に対して補助を行う。   | エ 「新潟市特定建築物耐震診断補助制度」について昭和56年5月31日以前に建築された民間の特定建築物のうち、「新潟市特定建築物耐震診断等補助金交付要綱」の事業要件を満たすものに対し、その所有者が行う耐震改修等に要する費用の一部に対して補助を行う。   | 正確に修正                   | 建築行政課 | ○    | 修正理由のとおり  |
| 2 | 1 | 5 | 38 | (2) 民間建築物の耐震診断・耐震改修の推進<br>新耐震設計基準施行以前に建築された建築物の耐震診断、改修についての啓発・指導を行う。  | (2) 民間建築物の耐震診断・耐震改修の推進<br>新耐震設計基準施行より前に建築された建築物の耐震診断、改修についての啓発・指導を行う。   | 正確に修正                   | 建築行政課 | ○    | 修正理由のとおり  |
| 2 | 1 | 5 | 38 | ア 「危険ブロック塀等撤去工事補助制度」について危険ブロック塀等の撤去補助の対象<br>通学路等に接して設けられている高さ1m以上の倒壊の恐れのあるブロック塀等を全部撤去又は1m未満の高さにするもの。  | ア 「危険ブロック塀等撤去工事補助制度」について通学路等に接して設けられているブロック塀等のうち、「新潟市危険ブロック塀等撤去工事補助金交付要綱」の事業要件を満たすものに対し、撤去工事に要する費用の一部に対して補助を行う。   | 他補助との整合を図るため            | 建築行政課 | ○    | 修正理由のとおり  |
| 2 | 1 | 5 | 39 | (新規)  | (5) エレベーターの安全対策<br>エレベーター内への閉じ込め防止対策として、既存エレベーターの改修、地震対策、管制運転・安全装置等の整備や改良の必要性について、必要に応じた指導・助言を行う。   | 新潟市建築物耐震改修促進計画との整合を図るため | 建築行政課 | ○    | 修正理由のとおり  |
| 2 | 1 | 5 | 39 | (5) 耐震診断・耐震改修技術者の養成<br>建築関係団体と連携し専門技術者を養成する。  | (6) 耐震診断・耐震改修技術者の養成<br>建築関係団体と連携し専門技術者を養成する。  | (5)の新たな追加による修正          | 建築行政課 | ○    | 修正理由のとおり  |
| 2 | 1 | 5 | 39 | (6) 応急危険度判定士体制の整備<br>ア 二次災害を防ぐための判定士の養成とその制度の確立<br>イ 判定士への判定要請又は支援要請を行う連絡網の整備<br>ウ 判定制度の市民周知<br>判定活動の円滑な実施と、判定結果に基づく応急補強の措置などについて、市民の理解を得られるよう、日ごろから判定制度についての啓発を行う。 | (7) 応急危険度判定士体制の整備<br>ア 二次災害を防ぐための判定士の養成とその制度の確立<br>イ 判定士への判定要請又は支援要請を行う連絡網の整備<br>ウ 判定制度の市民周知<br>判定活動の円滑な実施と、判定結果に基づく応急補強の措置などについて、市民の理解を得られるよう、日ごろから判定制度についての啓発を行う。 | (5)の新たな追加による修正          | 建築行政課 | ○    | 修正理由のとおり  |

| 部 | 章 | 節  | 頁  | 旧   | 新  | 修正理由   | 意見所属                  | 反映可否 | 判断理由・反映記述  |
|---|---|----|----|---|--|--|-----------------------|------|--|
| 2 | 1 | 5  | 39 | (7) 防災上重要な建築物の被災予防<br>市内の養護老人ホーム、障がい者養護施設、病院等を防災上重要な建築物として位置づけ、耐震性・耐久性の確保を図る。                                       | (8) 防災上重要な建築物の被災予防<br>市内の養護老人ホーム、障がい者養護施設、病院等を防災上重要な建築物として位置づけ、耐震性・耐火性・耐久性の向上について啓発・指導を行う。   | ・(5)の新たな追加による修正<br>・文言修正                           | 建築行政課                 | ○    | 修正理由のとおり   |
| 2 | 1 | 5  | 39 | (8) 災害ボランティア活動への支援<br>応急危険度判定士及び災害ボランティアの活動受け入れ体制の整備を図る。  | (9) 災害ボランティア活動への支援<br>応急危険度判定士及び災害ボランティアの活動受け入れ体制の整備を図る。   | (5)の新たな追加による修正                                     | 建築行政課                 | ○    | 修正理由のとおり   |
| 2 | 1 | 6  | 42 | 2 空港・港湾施設災害予防<br>空港・港湾は、道路や河川など他の公共土木施設とともに、災害時において重要な役割を担うことが求められる。<br>したがって、災害時に施設が破壊されないよう十分な予防措置を講じておくことが重要である。 | 2 空港・港湾施設災害予防<br>空港・港湾は、道路や河川など他の公共土木施設とともに、災害時において重要な役割を担うことが求められる。<br>したがって、災害時に施設が破壊されないよう十分な予防措置を講じておくとともに、高潮・高波・暴風リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災・減災対策が重要である。 | 県防災計画修正案の反映  | 北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所   | ○    | 修正理由のとおり   |
| 2 | 1 | 7  | 43 | 実施担当 土木部 各区役所   | 実施担当 土木部 各区役所 危機管理防災局  | 備蓄倉庫や非常用トイレの設置場所については、公園以外の施設を含めた全市の計画が必要と考えられるため。 | 公園水辺課                 | ×    | 本節は公園緑地に関する整備等を記載している。避難所や一時・広域避難場の整備等に関する記述は他節で記載し、実施担当に危機管理防災局を含んでいる。また、公園等への非常用トイレ等の整備状況は各区で把握していることから、本節の実施担当は、現行のままとする。 |
| 2 | 1 | 7  | 43 | 公園緑地において、耐火性に優れた常緑樹などを主とした緑化による不燃化促進を図り、延焼遮断帯となるような公園緑地とする。   | (「公園緑地において」を削除)耐火性に優れた常緑樹などを主とした緑化による不燃化促進を図り、延焼遮断帯となるような公園緑地とする。  | 表現が重複しているため。                                       | 公園水辺課                 | ○    | 修正理由のとおり   |
| 2 | 1 | 8  | 47 | キャンパス水槽   | 仮設水槽   | 適切な表現に修正   | 経営管理課                 | ○    | 修正理由のとおり   |
| 2 | 1 | 9  | 48 | ㈱新潟総合テレビ  | ㈱NST新潟総合テレビ  | 社名変更に伴う  | N S T                 | ○    | 修正理由のとおり   |
| 2 | 1 | 11 | 53 | (新設)  | エ 危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。                                    | 中央防災会議において防災基本計画の修正が決定されたため。                       | 消防局<br>危険物保安課<br>危険物係 | ○    | 修正理由のとおり反映することとし、反映する際は、下記のとおりとする。<br>①文言修正<br>(冒頭)危険物等関係施設⇒危険物施設等<br>②項目番号<br>エ⇒ウとし、既存のウをエとする。                              |
| 2 | 1 | 12 | 57 | (3) 後方支援病院 ※表中<br>済生会新潟病院 西区寺地280-7 025-233-8880  | (3) 後方支援病院 ※表中<br>済生会新潟病院 西区寺地280-7 025-233-6161   | 正しい連絡先に修正  | 防災課                   | ○    | 修正理由のとおり   |

| 部 | 章 | 節  | 頁  | 旧   | 新  | 修正理由   | 意見所属             | 反映可否 | 判断理由・反映記述   |
|---|---|----|----|---|--|--|------------------|------|---|
| 2 | 1 | 15 | 65 | 第15節 要配慮者安全確保計画 (7) 個別避難支援計画の作成<br>災害発生時の避難支援活動の実効性を高めるため、避難行動要支援者が暮らしている地域の避難支援者である自治会・町内会や自主防災組織は、避難行動要支援者一人ひとりの個別避難支援計画を作成するよう努める。 | ・避難行動要支援者の避難支援計画策定及び福祉避難所の指定等を行う。<br>・「避難行動要支援者名簿の義務化」が実施され、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするためには、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、個別計画の策定を進めることが適切であるとの考えが「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(以下「取組指針」という。)において示されてきた。個別計画は、市区町村が策定の主体となり、関係者と連携して策定する必要がある。なお、策定の実務として、当該市区町村における関係者間での役割分担に応じて策定事務の一部を外部に委託することも考えられる。その場合であっても、市区町村長は、個別計画の策定主体として、適切に役割を果たすことが必要である。<br>・個別計画を連携して策定する関係者としては、庁内の防災・福祉・保健・医療などの関係する部署のほか、庁外の福祉専門職、民生委員、町内会長・自治会長等、自主防災組織、地域医師会、居宅介護支援事業者、相談支援事業者や社会福祉協議会などの地域の医療・看護・介護・福祉などに関する職種団体、地域で活動する障害者団体、地域福祉コーディネーター・専門機関・社会福祉協議会が主導する住民による地域の支え合いのネットワーク等がある。 | 内閣府「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ」中間報告においては(最終報告は年度内に公表される予定)、避難行動要支援者の「避難行動個別計画」の策定が議論され、独居等の居住実態、社会的孤立の状況個別計画の策定にあたり、ハザードマップ上、危険な場所に居住する者については、特に優先的に策定することが整理されている。また、連携して策定する者として、地域、福祉の関係者の参画が想定されている。これらの動きをふまえ、地域防災計画においては「避難支援計画」の策定のみならず、個別計画についても記述すべきと考える。 | 新潟大学危機管理本部 危機管理室 | ○    | 国が言う「個別計画」＝市で言う「個別避難支援計画」であり、この計画策定に努めることは記載済であるが、地域が主体的に策定するという記載となっていることから、本市の方針及び修正意見を踏まえ、下記のとおり修正する。<br><br><修正文案><br>(7)個別避難支援計画の作成<br>災害発生時における避難支援活動の持効性を高めるため、市は、自治会・町内会や自主防災組織といった地域団体、民生委員、福祉専門職等と協力・連携して、避難行動要支援者一人ひとりの個別避難支援計画作成に努める。 |
| 2 | 1 | 15 | 66 | (3)福祉避難所の指定<br>～<br>(追加)<br>(4)人材の確保とボランティアの活用<br>～   | (3)福祉避難所の指定<br>～<br>(4)補助的な避難所の確保<br>避難所において共同生活が難しい要配慮者の避難場所の分散化等に対応できるよう、ホテル・旅館等を災害等の状況に応じて開設する補助的な避難所として確保する。<br>(5)人材の確保とボランティアの活用<br>～  | 福祉避難所とは用途の異なる協定締結に伴う記載の追加  | 防災課              | ○    | 修正理由のとおり  |
| 2 | 1 | 15 | 66 | 災害が発生した際に、外国語による情報提供や相談対応、並びに拠点となる避難所に外国語の通訳ボランティアを派遣できるよう、国際交流団体などと連携して、外国人の支援体制の整備に努める。   | 災害が発生した際に、外国語による情報提供や相談対応、並びに必要な避難所に外国語の通訳ボランティアを派遣できるよう、国際交流団体などと連携して、外国人の支援体制の整備に努める。  | 「拠点となる避難所」の定義が不明瞭  | 国際課              | ○    | 修正理由のとおり  |
| 2 | 1 | 16 | 69 | 2 避難場所等の指定<br>(2)<br>(3)<br>(新規)  | 2 避難場所等の指定<br>(2)<br>(3)<br>(4) 補助的な避難所の確保<br>避難所における感染症対策のための避難者の分散化等に対応できるよう、避難所に指定されていない公共施設、ホテル・旅館等を災害等の状況に応じて開設する補助的な避難所として確保する。  | 感染症対策に伴うの追記  | 防災課              | ○    | 修正理由のとおり  |
| 2 | 1 | 16 | 70 | キ 備蓄物資の保管<br>災害発生直後から避難者への迅速な提供が必要となる備蓄物資、及び避難所運営において必要となる資機材等について、保管に努める。  | キ 備蓄物資の配備・保管<br>災害発生直後から避難者への迅速な提供が必要となる備蓄物資、感染症対策及び避難所運営において必要となる資機材等について、配備・保管に努める。  | 感染症対策に伴うの追記  | 防災課              | ○    | 修正理由のとおり  |
| 2 | 1 | 16 | 70 | キ 備蓄物資の保管<br>～～～  | キ 備蓄物資の保管<br>～～～<br>ク 速やかな避難所開設体制の確保<br>発災時における避難者の速やかな建物内への退避及び安全確保ができるよう、避難所開設体制の強化に努める。   | 令和2年度実施事業に伴う記載の追加  | 防災課              | ○    | 修正理由のとおり  |

| 部 | 章 | 節  | 頁  | 旧   | 新  | 修正理由   | 意見所属                 | 反映可否 | 判断理由・反映記述 |
|---|---|----|----|---|--|--|----------------------|------|-----------|
| 2 | 1 | 16 | 70 | 5 (1) 避難行動の原則の周知<br>発災時に～周知を図る。(追記)<br><br>ア 避難は～   | 5 (1) 避難行動の原則の周知<br>発災時に～周知を図る。なお、災害等の状況によっては避難所以外への避難も有効であることから、自宅や親戚・知人家等について、ハザードマップ等で安全性を確認するよう周知する。<br>ア 避難は～   | 分散避難の推奨に伴う記載の追加  | 防災課                  | ○    | 修正理由のとおり  |
| 2 | 1 | 16 | 70 | 地震発生や避難情報を発令による避難所を開設した際  | 地震発生や避難情報の発令により避難所を開設した際   | 字句整理   | 学校人事課                | ○    | 修正理由のとおり  |
| 2 | 1 | 16 | 71 | 業務時間中（平日の午前8時から午後6時）に避難所の開設が必要となった場合は、区役所の担当職員が直ちに避難所を開設し、…   | 業務時間中（平日の午前8時から午後6時）に避難所の開設が必要となった場合は、区が割り当てた担当職員が直ちに避難所を開設し、…   | 現状では区役所内での配置となっておらず、区内で存在する所属も含め配置をしているため。<br>※定例会提案案件 | 江南区地域総務課             | ○    | 定例会で調整済   |
| 2 | 1 | 16 | 71 | ウ 地域住民との協同による避難所開設・受入<br>夜間・休日でも直ちに施設を開錠できるよう、可能な限り近隣住民に鍵の管理を委託し、避難所を開設し、避難者を受け入れる体制を整備する。また、～  | ウ 地域住民との協同による避難所開設・受入<br>夜間・休日及び市職員や施設管理者が到着できない場合でも直ちに施設を開錠できるよう、地域の実情に応じて近隣住民に鍵の管理を委託することや、暗証番号式鍵ボックスの導入等により、避難所の開設及び避難者の受入体制を整備する。また、～  | 令和2年度実施事業に伴う記載の追加                                      | 防災課                  | ○    | 修正理由のとおり  |
| 2 | 1 | 16 | 71 | 8 避難所の運営体制の整備<br>発災時に避難所を円滑に運営できるよう、地域住民、施設管理者、市は、「避難所運営マニュアル」に基づいた運営方法等について共通認識を持ち、平常時から運営体制の整備に努める。また、「避難所運営マニュアル」は、避難所ごとに作成し、避難所の実情や避難所運営の課題を踏まえ、随時見直しを行う。 | 8 避難所の運営体制の整備<br>ア 避難所の運営体制<br>災害時の避難所運営を円滑に行うことができるよう、地域主体による運営を目指し、避難所業務に携わる地域住民、施設管理者、市の3者は、「避難所運営マニュアル」に基づいた運営方法等について共通認識を持つとともに、避難所ごとに部屋割図面の作成、開設・運営手順の確認、運営の主体となる組織（避難所運営委員会）の整備などに取り組み、平時から避難所運営体制の構築に努める。<br>イ 3者による体制構築の推進<br>地域住民、施設管理者、市の3者は、毎年度、避難所ごとに集まり、避難所の運営体制を構築するうえで必要な事項の検討を進めるとともに、連携・協力体制を確認する。 | 市の避難所運営方針に基づく修正  | 防災課                  | ○    | 修正理由のとおり  |
| 2 | 1 | 17 | 73 | 1 災害ボランティアセンターの設置・運営体制の整備   | 1 市災害ボランティア情報センター及び区災害ボランティアセンターの設置・運営体制の整備  | 本会の規程により名称を改称したため                                      | 社会福祉法人<br>新潟市社会福祉協議会 | ○    | 修正理由のとおり  |
| 2 | 1 | 17 | 73 | 市災害ボランティアセンター   | 市災害ボランティア情報センター  | 本会の規程により名称を改称したため                                      | 社会福祉法人<br>新潟市社会福祉協議会 | ○    | 修正理由のとおり  |
| 2 | 1 | 17 | 73 | 1 災害ボランティアセンターの設置・運営体制の整備<br>(1)～<br>(2)市は、市社会福祉協議会等と災害ボランティアセンターについて情報共有の方法を定めておく。   | 1 災害ボランティアセンターの設置・運営体制の整備<br>(1)～<br>(2)市は、市社会福祉協議会等と情報共有の方法を定めておく。  | 名称の改称に伴う文言修正   | 社会福祉法人<br>新潟市社会福祉協議会 | ○    | 修正理由のとおり  |
| 2 | 1 | 17 | 73 | 2(1)災害ボランティアセンターの設置訓練<br>市社会福祉協議会等は、ボランティア活動を効果的に展開できる災害ボランティアセンターを運営できるよう、～。   | 2(1)区災害ボランティアセンターの設置訓練<br>市社会福祉協議会等は、ボランティア活動を効果的に展開できる区災害ボランティアセンターを運営できるよう、～。  | 訓練主体の精査  | 社会福祉法人<br>新潟市社会福祉協議会 | ○    | 修正理由のとおり  |

| 部 | 章 | 節 | 頁   | 旧  | 新  | 修正理由                            | 意見所属                    | 反映可否 | 判断理由・反映記述         |
|---|---|---|-----|--|--|---------------------------------|-------------------------|------|-------------------|
| 2 | 2 | 3 | 81  | 5 崩壊防止対策<br>がけ地の崩壊を防ぐため近隣市民に対し、常に次のような行為には十分注意するよう周知を図る。<br>(1)排水路のないところに水を放流し、又は停滞させないこと(常に水路の掃除を行うこと)<br>(2)がけ下の掘ったりしないこと<br>(3)立木竹の伐採はしないこと<br>(4)そのほか崩壊を助長するような行為はしないこと  | 5 崩壊防災対策<br>急傾斜等の崩壊を防ぐため、近隣市民に対し、常に次のような行為には十分注意するよう周知を図る。<br>(1)排水路のないところに水を放流することや水を停滞させると、又は排水路の堆積物の放置<br>(2)がけ下の掘削<br>(3)立木竹の伐採<br>(4)そのほか崩壊を助長するような行為   | 制約や義務等が法に定められていないことから文言修正       | 西区総務課                   | ○    | 修正理由のとおり          |
| 2 | 2 | 5 | 83  | 2 携帯トイレの備蓄及び仮設トイレ設置計画<br>災害発生による建築物の倒壊・焼失、上・下水道の破損等により、トイレが使用できない状態に備えるため、携帯トイレの備蓄や仮設トイレの設置体制を確立する。  | 2 携帯トイレの備蓄及び仮設トイレ設置計画<br>災害発生による建築物の倒壊・焼失、上・下水道の破損等により、トイレが使用できない状態に備えるため、国の指針を踏まえ、災害用トイレが避難者数50人に1基の割合となることを目途に、携帯トイレの備蓄や仮設トイレの設置体制を確立する。   | 国指針を踏まえたトイレ確保体制を確立することに伴う追記     | 防災課                     | ○    | 修正理由のとおり          |
| 2 | 2 | 5 | 83  | 2 携帯トイレの備蓄及び仮設トイレ設置計画<br>(2) 仮設トイレの確保及び設置基準<br>仮設トイレは、避難所や公園等に設置し、最低、避難者数70人に1基の割合を目途に設置する。<br>なお、設置数は、被害状況や避難者数、水洗トイレ等の使用可否等の状況に応じて決定する。…   | 2 携帯トイレの備蓄及び仮設トイレ設置計画<br>(2) 仮設トイレの確保及び設置基準<br>仮設トイレは、避難所や公園等に設置することとする。<br>なお、被害状況や避難者数、水洗トイレ等の使用可否等の状況に応じて設置数を決定する。…   | 国指針を踏まえたトイレ確保体制を確立することに伴う追記     | 防災課                     | ○    | 修正理由のとおり          |
| 2 | 3 | 1 | 88  | 西区役所黒埼出張所  | 黒埼図書館  | 設置場所の移転                         | 危機対策課                   | ○    | 修正理由のとおり          |
| 2 | 3 | 2 | 89  | 実施担当の部署記載のところ<br>消防局教育委員会  | 実施担当の部署記載のところ<br>消防局教育委員会<br>スペースを入れる  | 見にくいため                          | 教育総務課                   | ○    | 修正理由のとおり          |
| 2 | 3 | 4 | 93  | 実施担当<br>危機管理防災局 福祉部 子ども未来部 建築部 都市政策部 土木部 教育委員会 市民病院 各区役所   | 実施担当<br>危機管理防災局 福祉部 子ども未来部 都市政策部 土木部 教育委員会 市民病院 各区役所   | 土砂災害対策に係る建築部の関連性は非常に低いと考えられる。   | 建築行政課                   | ×    | 本節内に対応が生じる業務があるため |
| 2 | 3 | 4 | 93  | 2 土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所の状況把握<br>建築部及び土木部並びに各区建設課は、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所について、県が行う基礎調査資料を基に、状況把握を行う。   | 2 土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所の状況把握<br>土木部並びに各区建設課は、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所について、県が行う基礎調査資料を基に、状況把握を行う。  | 土砂災害対策に係る建築部の関連性は非常に低いため        | 建築行政課                   | ×    | 対応業務への関連性があるため    |
| 2 | 4 | 2 | 101 | (4) 避難の方法<br>(4) 情報収集の手段<br>(5) 応急救護の方法  | (4) 避難の方法<br>(5) 情報収集の手段<br>(6) 応急救護の方法  | 字句訂正                            | 学校人事課                   | ○    | 修正理由のとおり          |
| 2 | 4 | 4 | 103 | 1 海岸・河川・港湾施設等の耐震化・耐浪化<br>河川管理施設、港湾施設及び許可工作物については、海岸管理者、河川管理者、港湾管理者及び排水施設等管理者(許可工作物については設置者)に耐震化・耐浪化の促進を働きかける。  | 1 海岸・河川・港湾施設等の耐震化・耐浪化<br>海岸保全施設、河川管理施設、港湾施設及び許可工作物については、海岸管理者、河川管理者、港湾管理者及び排水施設等管理者(許可工作物については設置者)に耐震化・耐浪化、及び津波被害を減らす施設整備の促進を働きかける。  | 県防災計画における津波対策としての港湾・海岸施設の記述との整合 | 北陸地方整備局<br>新潟港湾・空港整備事務所 | ○    | 修正理由のとおり          |
| 3 | 1 | 2 | 108 | (イ) 土砂災害警戒情報<br>新潟県と新潟地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告を発表する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村(聖籠町を除く。)ごとに発表する。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報(土砂災害)が発表されているときは、避難勧告等の対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認等する必要がある。 | (イ) 土砂災害警戒情報<br>大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難勧告の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村(聖籠町を除く。)を特定して警戒を呼びかける情報で、新潟県と新潟地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情報)で確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 | より適切に修正                         | 新潟地方気象台                 | ○    | 修正理由のとおり          |

| 部 | 章 | 節  | 頁   | 旧   | 新   | 修正理由   | 意見所属                | 反映可否 | 判断理由・反映記述  |
|---|---|----|-----|---|---|--|---------------------|------|--|
| 3 | 1 | 2  | 108 | (ウ) 記録的短時間大雨情報<br>県内で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する。   | (ウ) 記録的短時間大雨情報<br>新潟県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。  | より適切に修正  | 新潟地方気象台             | ○    | 修正理由のとおり   |
| 3 | 1 | 2  | 108 | (エ) 竜巻注意情報<br>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に発表する。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。 | (エ) 竜巻注意情報<br>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、一次細分区域単位（上越、中越、下越、佐渡）で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が一次細分区域単位（上越、中越、下越、佐渡）で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。 | より適切に修正  | 新潟地方気象台             | ○    | 修正理由のとおり   |
| 3 | 1 | 2  | 109 | イ 火災警報発令の具体的基準は、次のとおりとする。<br>(ア) 風速15メートル以上の風が1時間以上続いて吹く見込みのとき<br>(イ) 出火危険度が5以上になる見込みのとき<br>(ウ) 気象の状況が火災の予防上危険であると認められるとき   | イ 火災警報発令の具体的基準は、次のとおりとする。<br>(ア) 風速15メートル以上の風が1時間以上続いて吹く見込みのとき。<br>(イ) 実効湿度が55%以下であつて、最小湿度が25%以下になる見込みのとき。<br>(ウ) 実効湿度が60%以下であつて、最小湿度が30%以下となり、平均風速10m以上の風が1時間以上続いて吹く見込みのとき。  | 新潟地方気象台が発令する火災気象通報の発令基準の見直しに伴い、火災警報発令基準を改正したものの。       | 消防局<br>予防課<br>予防査察係 | ○    | 修正理由のとおり   |
| 3 | 1 | 10 | 137 | (表中) 実施担当<br>災害対策本部事務局 福祉対策部 ～ 市民生活対策部<br>文化スポーツ対策部 都市政策対策部 ～   | (表中) 実施担当<br>災害対策本部事務局 福祉対策部 ～ (削除) 文化スポーツ対策部 都市政策対策部 ～   | 本文中に市民生活対策部の実施内容がないため                                  | 市民生活課               | ○    | 5(2)に区民生活班による物資調達の記載がある。災害物流の総括は市民生活対策部、実働は区民生活班という役割分担となっている。地域防災計画の記載という点では、市民生活対策部が関わっていない。 |
| 3 | 1 | 10 | 141 | 2 (1) 避難行動の原則<br>ア 避難は～<br>(新規)<br>イ 避難にあたっては～<br>ウ 避難にあたっては～   | 5 (1) 避難行動の原則の周知<br>ア 避難は～<br>イ 避難所への避難に限らず、自宅に留まることや、親戚・知人宅等へ避難するなど、安全が確保できるところへ避難する。<br>ウ 避難にあたっては～<br>エ 避難にあたっては～  | 分散避難の推奨に伴う記載の追加  | 防災課                 | ○    | 修正理由のとおり   |
| 3 | 1 | 10 | 143 | ア市職員による避難所開設・受入<br>(ア)勤務時間中に開設する場合<br>業務時間中（平日の午前8時から午後6時）に避難所を開設する場合は、区役所の避難所担当職員が直ちに避難所を開設し、避難者を受け入れる。  | ア市職員による避難所開設・受入<br>(ア)勤務時間中に開設する場合<br>業務時間中（平日の午前8時から午後6時）に避難所を開設する場合は、区の避難所担当職員が直ちに避難所を開設し、避難者を受け入れる。  | 現状では区役所内での配置となっておらず、区内で存在する所属も含め配置をしているため。<br>※定例会提案案件 | 江南区地域総務課            | ○    | 修正意見のとおり<br>※記載内容は、2-1-16（71頁）と合わせることにし、「区が割り当てた担当職員」とする。                                      |
| 3 | 1 | 10 | 143 | ウ 地域住民との協同による避難所開設・受入<br><br>鍵の管理を委託された近隣住民は、直ちに避難所を開設し、避難者を受け入れる。  | ウ 地域住民との協同による避難所開設・受入<br>(ウ)暗証番号式鍵ボックスを活用する場合<br>暗証番号を伝達された地域住民は、市職員もしくは施設管理者が避難所へ到着していない場合、災害や避難者の状況に応じて避難所を開設し、避難者を受け入れる。<br>(イ)鍵の管理を委託されている場合<br>鍵の管理を委託された近隣住民は、直ちに避難所を開設し、避難者を受け入れる。   | 令和2年度実施事業に伴う記載の追加                                      | 防災課                 | ○    | 修正理由のとおり   |

| 部 | 章 | 節  | 頁   | 旧  | 新  | 修正理由  | 意見所属     | 反映可否 | 判断理由・反映記述  |
|---|---|----|-----|--|--|---|----------|------|--|
| 3 | 1 | 10 | 143 | (3) 避難者の受け入れ<br>～(中略)～<br>ア 受け入れスペース   | ※具体的な記述についての提案ではないが、一部の指定避難所における感染症対応室（エリア）について、「福祉避難室」と同様に明示してはどうか。   | 感染症対応について対策が必要と考えられるため                          | 地域教育推進課  | ×    | 市が実施している避難所事業において、災害時の避難所ごとのレイアウト図を作成し、感染症対策用のレイアウト図の作成も進めている。その取組の中での対応や、避難所運営マニュアルへの記載を検討することとし、地域防災計画への記載は行わない。 |
| 3 | 1 | 10 | 143 | (3) 避難者の受け入れ<br>ア 受け入れスペース<br>避難者の受け入れは～<br>特に、～原則として避難所の居住スペースとして使用しない。<br>なお～  | (3) 避難者の受け入れ<br>ア 受け入れスペース<br>避難者の受け入れは～<br>特に、～原則として避難所の居住スペースとして使用しないこととするが、感染症対策として通常よりも広く居住スペースの確保が必要な場合は、それを妨げない。<br>なお～  | 感染症対策に伴う記載の追記                                   | 江南区地域総務課 | ○    | 修正理由のとおり   |
| 3 | 1 | 10 | 143 | (6) 大量避難者への対応<br>ア 区本部は、避難者数が避難所の受入可能人員を超えていると判断した場合は、他の避難所と調整を図って避難者を受け入れ可能な避難所へ誘導する。調整が困難な場合には、指定避難所以外の施設についても避難所として指定するよう災害対策本部事務局に要請する。  | (6) 大量避難者への対応<br>ア 区本部は、避難者数が指定避難所や指定緊急避難場所としての受入可能人員を超えていると判断した場合は、他の避難所と調整を図ったうえで、避難者を受け入れ可能な避難所やその他の公共施設へ誘導する。なお、避難生活の状況に応じて、指定避難所以外の施設についても避難所として指定するよう災害対策本部事務局に要請する。                         | 実際の運用に基づく修正                                     | 防災課      | ○    | 修正理由のとおり   |
| 3 | 1 | 10 | 144 | 5 避難所の運営<br>ア～<br>イ 避難所運営委員会の設置<br>区本部は、避難が長期化した場合の対応に配慮し、避難者、自主防災組織及び市担当職員等で構成する避難所運営委員会を設置し、施設管理者との連携、ボランティアの協力により、自主的な管理・運営体制を確立する。その際は、多様な世代の参画及び男女共同参画を推進する。<br>ウ 班を編成した運営<br>避難所運営委員会を設置する際は、以下を参考に班を編成し、避難所の規模、避難者数等に応じて柔軟に対応する。<br><br><表><br>エ 地域住民による避難所運営 | 5 避難所の運営<br>ア～<br>(削除)<br>イ 避難所運営委員会を中心とした運営<br>避難所運営の主体となる組織（避難所運営委員会）が中心となり、避難所の規模、避難者数等に応じて柔軟に対応するとともに、避難者やボランティア等の協力により、自主的な管理・運営を行う。その際は、多様な世代の参画及び男女共同参画を推進する。<br><br>(削除)<br>ウ 地域住民による避難所運営 | ・避難所運営委員会の考え方の整理に伴う修正<br>・避難所運営マニュアルに記載すべき事項の削除 | 防災課      | ○    | 修正理由のとおり   |
| 3 | 1 | 10 | 145 | 5 避難所の運営<br>(4) 要配慮者に対する配慮<br>(新規)<br><br>(5) 男女それぞれの視点に立った避難所運営   | 5 避難所の運営<br>(4) 要配慮者に対する配慮<br>(5) 感染防止対策<br>ア 入所時における避難者の消毒、避難者間のスペースの確保、施設の十分な換気、施設の定期的な清掃・消毒等を行い、衛生環境に配慮した円滑な運営に努める。<br>イ 有症状者等への対応として、避難者の健康状態の確認や専用スペースの確保等を行う。<br>(6) 男女それぞれの視点に立った避難所運営      | 感染症対策に伴う記載の追記                                   | 防災課      | ○    | 修正理由のとおり   |



| 部 | 章 | 節  | 頁   | 旧   | 新  | 修正理由   | 意見所属          | 反映可否 | 判断理由・反映記述 |
|---|---|----|-----|---|--|--|---------------|------|-----------|
| 3 | 1 | 11 | 148 | 2 避難所等における対策<br>(1) 要配慮者の実態把握<br>(2) 高齢者や障がい者等の健康状態の把握<br>(3) 避難所等での生活が困難な高齢者や～<br>(4) 節避難室の設置<br>(追加)<br>(5) 要配慮者のための～<br>(6) 手話奉仕員の派遣<br>(7) 障害者手帳、補装具～<br>(8) 要配慮者用窓口の～<br>(9) 医師、カウンセラー～<br>(10) 在宅援護（ケア） | 2 避難所等における対策<br>(1) 要配慮者の実態把握<br>(2) 高齢者や障がい者等の健康状態の把握<br>(3) 福祉避難室の設置<br>(4) 避難所等での生活が困難な高齢者や～<br>(5) 補助的な避難所の開設・受入れ<br>災害の規模や避難者の状況に応じ、あらかじめ協定を締結してあるホテル・旅館等を補助的な避難所として開設し、高齢者、障がい者、妊産婦及び乳幼児等を受け入れる。<br>(6) 要配慮者のための～<br>(7) 手話奉仕員の派遣<br>(8) 障害者手帳、補装具～<br>(9) 要配慮者用窓口の～<br>(10) 医師、カウンセラー～<br>(11) 在宅援護（ケア） | ・対応順序の整理に伴う<br>(3)と(4)の入れ替え<br>・感染症対策に伴う記載の追記                                      | 防災課           | ○    | 修正理由のとおり  |
| 3 | 1 | 11 | 149 | 観光・国際交流対策部国際班は、日本語によるコミュニケーションが困難な外国人に対して、災害後の生活全般について外国語で相談を受け付ける。   | 日本語によるコミュニケーションが困難な外国人に対して、災害後の生活全般について外国語で相談を受け付ける。   | 3 外国人等に対する対策という表題のすぐ下の行に、(1)～(4)共通の事項として「観光・国際交流対策部国際班は、」と記載されている。それとの重複を避けるため、削除。 | 国際課           | ○    | 修正理由のとおり  |
| 3 | 1 | 11 | 149 | 観光・国際交流対策部国際班は、市内外の国際交流団体や外国語学習グループ、外国語の堪能な市民の協力を求め、外国人からの問い合わせや各種相談、救援情報の提供に当たる通訳ボランティアを配置する。  | 市内外の国際交流団体や外国語学習グループ、外国語の堪能な市民の協力を求め、外国人からの問い合わせや各種相談、救援情報の提供に当たる通訳ボランティアを配置する。  | 同上   | 国際課           | ○    | 修正理由のとおり  |
| 3 | 1 | 12 | 151 | 災害時において市は、愛玩動物を保護したり、避難所等で飼い主が適正に愛玩動物を飼育できるよう支援したりするなど、愛玩動物の保護対策を講じることにより、動物の愛護、環境衛生を維持できるようにする。  | 災害時には、愛玩動物の保護や、避難所等で飼い主が愛玩動物の適正飼育ができるような支援を行うなど、愛玩動物の保護対策を講じることにより、動物の愛護、環境衛生を維持できるようにする。  | 応急対策マニュアル、災害時保健医療活動計画等に合わせて文言を整理   | 環境衛生課動物愛護センター | ○    | 修正理由のとおり  |
| 3 | 1 | 12 | 151 | 県   | 県、公益社団法人新潟県獣医師会、一般社団法人新潟県動物愛護協会  | 協力体制に基づく関係機関の追加  | 環境衛生課動物愛護センター | ○    | 修正理由のとおり  |
| 3 | 1 | 12 | 151 | 1 動物の保護   | 1 被災動物の保護  | 他に記載されている文言に合わせて統一   | 環境衛生課動物愛護センター | ○    | 修正理由のとおり  |
| 3 | 1 | 12 | 151 | 災害時には、被災地において飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じることが予想されるため、市は動物の保護に関し、県、新潟県獣医師会及び新潟県動物愛護協会等と協力体制を確立し、被災動物の保護を行う。  | 災害時には、被災地において飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じることが予想されるため、市は動物の保護に関し、県に新潟県動物救済本部の設置を要請し、新潟県獣医師会及び新潟県動物愛護協会と共に、被災動物やその飼養者に対する支援を行う。  | 応急対策マニュアル、災害時保健医療活動計画等に合わせて文言を整理   | 環境衛生課動物愛護センター | ○    | 修正理由のとおり  |
| 3 | 1 | 12 | 151 | 危険動物等が対象である場合には、住民の被害がないよう安全のための措置を講ずる。   | 危険動物等が対象である場合には、住民に被害がないよう飼養管理者及び警察署等と連携し捕獲に努め、飼養管理者に返還するなど安全のための措置を講ずる。   | 応急対策マニュアルに合わせて文言を整理  | 環境衛生課動物愛護センター | ○    | 修正理由のとおり  |
| 3 | 1 | 12 | 151 | 災害時には、多くの住民が愛玩動物とともに避難所に避難してることが予想されるため、市は避難所において飼い主が愛玩動物を適正に飼育できるよう、県、新潟県獣医師会及び新潟県動物愛護協会等と協力体制を確立し、愛玩動物の飼育補助にあたる。  | 災害時には、多くの住民が愛玩動物とともに避難所に避難してることが予想されるため、市は避難所において飼い主が愛玩動物を適正に飼育できるよう、(削除)関係機関と協力し愛玩動物の飼育補助にあたる。  | 他に記載されている文言に合わせて統一   | 環境衛生課動物愛護センター | ○    | 修正理由のとおり  |
| 3 | 1 | 12 | 151 | 避難所を設置するにあたり、愛玩動物同行可能な避難所の設置及び周知に努める。   | 避難所を設置するにあたり、避難所の指定された場所に愛玩動物の飼養場所を設置し、愛玩動物同行可能な避難所の(削除)情報をあらかじめ住民に周知するよう努める。  | 県の地域防災計画を反映  | 環境衛生課動物愛護センター | ○    | 修正理由のとおり  |

| 部 | 章 | 節  | 頁   | 旧   | 新  | 修正理由  | 意見所属                    | 反映可否 | 判断理由・反映記述  |
|---|---|----|-----|---|--|---|-------------------------|------|--|
| 3 | 1 | 12 | 151 | (追加)  |  | <p>応急対策マニュアル、災害時保健医療活動計画に合わせて追加</p>   | <p>環境衛生課動物愛護センター</p>    | ○    | <p>修正理由のとおり</p>  |
| 3 | 1 | 17 | 167 | (防災船着場所在地：資料編 表3-1-17-2)  | (防災船着場所在地：資料編 図3-1-17-2)   | <p>本編は表3-1-17-2としているが、資料編目次・資料編該当ページは、図3-1-17-2としている。内容から「表」ではなく「図」での統一が正しいのではないか</p>   | <p>社会福祉法人新潟市社会福祉協議会</p> | ○    | <p>修正理由のとおり</p>  |
| 3 | 1 | 18 | 168 | ウ 身の廻り品   | ウ 身の回り品  | <p>字句訂正</p>   | <p>学校人事課</p>            | ○    | <p>修正理由のとおり</p>  |
| 3 | 1 | 18 | 170 | (3) プル型支援における物資の調達・供給<br>ア 避難者ニーズの把握<br>避難所担当職員は当該避難所における避難者ニーズを把握し、市民生活対策部に報告する。   | (3) プル型支援における物資の調達・供給<br>ア 避難者ニーズの把握<br>避難所担当職員は当該避難所における避難者ニーズを把握し、区本部区民生活班が各区避難所を取りまとめ、市民生活対策部に報告する。   | <p>災害時情報システムによるニーズの集約機能が使用できないため、各避難所のニーズを各区本部区民生活班が取りまとめ、市民生活対策部へ報告したほうがよいのではないかと。</p> | <p>市民生活課</p>            | ○    | <p>修正理由のとおり</p>  |
| 3 | 1 | 20 | 174 |   |  | <p>今回の依頼文の「別添02_地域防災計画対策部対策一覧」に市民生活対策部が割り振られていたが、実施業務の該当なし</p>                          | <p>市民生活課</p>            | ○    | <p>修正理由のとおり（割り振り一覧を修正）</p>   |
| 3 | 1 | 23 | 182 | (表中) 実施担当<br>市民生活対策部 環境対策部 ～  | (表中) 実施担当<br>(削除) 環境対策部 ～  | <p>下記の理由により、実施担当から削除</p>  | <p>市民生活課</p>            | ×    | <p>下記のとおり</p>  |
| 3 | 1 | 23 | 185 | (2) 炊き出しの状況把握と栄養管理指導<br>ア 市が設置した炊き出し実施現場に栄養士が巡回するとともに、市民生活対策部市民生活班及び各区本部区民生活班と連携し炊き出し内容等の調整及び給食管理指導を行う。   | (2) 炊き出しの状況把握と栄養管理指導<br>ア 市が設置した炊き出し実施現場に栄養士が巡回するとともに、(削除) 各区本部区民生活班と連携し炊き出し内容等の調整及び給食管理指導を行う。   | <p>市民生活対策部との連携は必要か。各区本部区民生活班と栄養士が直接、連携したほうがスムーズではないか。</p>                               | <p>市民生活課</p>            | ×    | <p>炊き出しに要する食材・資材が不足する場合、区⇒本部⇒民間（協定締結事業者等）という流れで対応する。協定締結事業者からの物資調達業務は市民生活対策部の業務のため、記載は削除しない。</p> |
| 3 | 1 | 25 | 189 | 2 空港・港湾施設応急対策<br>災害発生直後の空港・港湾施設の被害状況を速やかに、かつ的確に把握する。<br>そのために、空港にあつては、東京航空局新潟空港事務所と、港湾にあつては、新潟港湾BCPに基づき、北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所及び新潟県新潟港湾事務所と、それぞれ連絡・連携を密にしながら情報収集、状況把握及び情報発信に努める。 | 2 空港・港湾施設応急対策<br>災害発生直後の空港・港湾施設の被害状況を速やかに、かつ的確に把握する。<br>そのために、空港にあつては、新潟空港A2-BCPに基づき、東京航空局新潟空港事務所と、港湾にあつては、新潟港湾BCPに基づき、北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所及び新潟県新潟港湾事務所と、それぞれ連絡・連携を密にしながら情報収集、状況把握及び情報発信に努める。 | <p>新潟空港A2-BCPが策定されたため</p>   | <p>港湾空港課</p>            | ○    | <p>修正理由のとおり</p>  |
| 3 | 1 | 30 | 207 | 農林水産業施設等被害状況把握フロー図の(1)農林水産班中<br>ニューフードバレー特区課  | (削除)   | <p>R1で廃止となったため</p>  | <p>農林政策課</p>            | ○    | <p>修正理由のとおり</p>  |

| 部 | 章 | 節  | 頁   | 旧   | 新  | 修正理由                         | 意見所属                     | 反映可否 | 判断理由・反映記述   |
|---|---|----|-----|---|--|------------------------------|--------------------------|------|---|
| 3 | 1 | 33 | 216 | 1 (1) イ 校外活動中に～の措置の本文<br>□□引率教職員は～  | 1 (1) イ 校外活動中に～の措置の本文<br>□引率教職員は～  | 文字の開始位置がことなるため               | 教育総務課                    | ○    | 修正理由のとおり  |
| 3 | 1 | 33 | 218 | 1 (4) イ 応急救急の区分<br>校長は、教育委員会と協議のうえ、次ような応急教育を実施する。<br>・短縮授業、合併授業、二部授業、分散授業、複式授業、振替授業、前記の併用授業 | 1 (4) イ 応急救急の区分<br>校長は、教育委員会と協議のうえ、 <u>短縮授業、合併授業、二部授業、分散授業、複式授業、振替授業、前記の併用授業等の応急教育を実施する。</u> | 文章の整理                        | 教育総務課                    | ○    | 修正理由のとおり  |
| 3 | 1 | 34 | 221 | 新潟市災害ボランティアセンター   | 新潟市災害ボランティア情報センター<br>(※8、11、32行目 3箇所修正)  | 本会の規程により改称したため               | 社会福祉法人<br>新潟市社会<br>福祉協議会 | ○    | 修正理由のとおり  |
| 3 | 1 | 34 | 221 | 新潟県災害ボランティア支援センター   | 新潟県社会福祉協議会・新潟県災害ボランティア調整会議   | 名称が誤っていたため                   | 社会福祉法人<br>新潟市社会<br>福祉協議会 | ○    | 修正理由のとおり  |
| 3 | 1 | 34 | 221 | 市および区災害ボランティアセンター   | 市災害ボランティア情報センターおよび区災害ボランティアセンター  | 本会の規程により改称したため               | 社会福祉法人<br>新潟市社会<br>福祉協議会 | ○    | 修正理由のとおり  |
| 3 | 1 | 34 | 222 | 新潟市災害ボランティアセンター   | 新潟市災害ボランティア情報センター  | 本会の規程により改称したため               | 社会福祉法人<br>新潟市社会<br>福祉協議会 | ○    | 修正理由のとおり  |
| 3 | 1 | 34 | 222 | 新潟市・区災害ボランティアセンターの閉所  | 新潟市災害ボランティア情報センター・区災害ボランティアセンターの閉所   | 本会の規程により改称したため               | 社会福祉法人<br>新潟市社会<br>福祉協議会 | ○    | 修正理由のとおり  |
| 3 | 1 | 34 | 222 | (連携イメージ図)<br>県災害ボランティア支援センター<br>市災害ボランティアセンター   | (連携イメージ図)<br>県社協・県災害ボランティア調整会議<br>市災害ボランティア情報センター  | 名称が誤っていたため<br>本会の規程により改称したため | 社会福祉法人<br>新潟市社会<br>福祉協議会 | ○    | 修正理由のとおり  |
| 3 | 2 | 1  | 229 | 1 資機材の備蓄<br>応急危険度判定に必要な資器材の備蓄に努める   | 1 資機材の備蓄<br>応急危険度判定に必要な資器材の備蓄に努める。   | 表記誤り                         | 建築行政課                    | ○    | 修正理由のとおり  |
| 3 | 3 | 2  | 236 | 実施担当<br>災害対策本部事務局 こども未来対策部 福祉対策部 建築対策部 土木対策部 消防対策部 各区本部                                     | 実施担当<br>災害対策本部事務局 こども未来対策部 福祉対策部 土木対策部 消防対策部 各区本部  | 豪雪対策に係る建築対策部の関連性は非常に低い       | 建築行政課                    | ×    | 対応業務への関連性があるため  |
| 3 | 3 | 2  | 236 | 市民の除雪に対する意識の高揚と自発的な除雪の推進を図るため、次の  | 地域の人たちのお互いの思いやりと助け合いの心を育むため  | 新潟市(土木総務課)との覚書の内容と一致させるため    | 社会福祉法人<br>新潟市社会<br>福祉協議会 | ×    | 本節は、コミュニティ除雪など市民全体に協力いただく除雪という位置づけが強いので、覚書に特化した記載内容にはしない。 |
| 3 | 3 | 2  | 236 | (ア) バス停付近の除雪<br>(イ) 横断歩道の除雪<br>(ウ) 通学路の除雪<br>(エ) ゴミステーションの除雪                                | (ア) バス停付近等の除雪<br>(イ) 横断歩道付近等の除雪  | 新潟市(土木総務課)との覚書の内容と一致させるため    | 社会福祉法人<br>新潟市社会<br>福祉協議会 | ×    | 同上  |
| 3 | 4 | 1  | 241 | (1) 情報収集<br>伝達系統図   | (1) 情報収集<br>別添1のとおり  | 伝達先の修正                       | 新潟地方気象台                  | ○    | 修正理由のとおり  |
| 4 | 1 | 3  | 268 | (3)排水機場施設復旧フロー<br>新潟地域振興局農林振興部  | (3) 排水機場施設復旧フロー<br>新潟地域振興局農林振興部<br>新潟地域振興局巻農業振興部<br>新発田地域振興局農村整備部                            | 機関名脱漏に伴う追加                   | 農村整備・水産課                 | ○    | 修正理由のとおり  |

| 部 | 章 | 節 | 頁   | 旧  | 新  | 修正理由                              | 意見所属                    | 反映可否 | 判断理由・反映記述 |
|---|---|---|-----|--|--|-----------------------------------|-------------------------|------|-----------|
| 4 | — | 3 | 268 |  |  | 対象施設が管内にあるため。                     | 巻農業振興部<br>農村計画課         | ○    | 上記に合わせる   |
| 6 | — | 1 | 303 | 実施担当<br>災害対策本部事務局 消防対策部 環境対策部 各区本部   | 実施担当<br>災害対策本部事務局 消防対策部 環境対策部 <u>土木対策部</u> 各区本部  | 実務担当である部局の追加                      | 土木総務課                   | ○    | 修正理由のとおり  |
| 6 | — | 1 | 305 | (機関名：北陸地方整備局 新潟港湾・空港整備事務所)<br>・海岸等のパトロール実施による漂着状況等の情報<br>・関係防除機関の防除活動に関する支援情報<br>・油等回収船の出動状況に関する情報   | (機関名：北陸地方整備局 新潟港湾・空港整備事務所)<br>・海岸等のパトロール実施による漂着状況等の情報<br>・関係防除機関の防除活動に関する支援情報<br>・油回収船の出動状況に関する情報  | 正確な表現への修正<br>(当該回収船は油以外を回収できないため) | 北陸地方整備局<br>新潟港湾・空港整備事務所 | ○    | 修正理由のとおり  |
| 6 | — | 1 | 310 | 6 流出木材等防除対策<br>木材等の漂流物の対策については流出油等防除対策に準じるが、基本的な対応については次による。<br>(1) 木材等の漂流物が海上にある場合の対応<br>ア 所有権者（荷主）が社会的、道義的責任から回収する。<br>イ 新潟海上保安部が船舶航行安全の確保の面から回収する。<br>ウ 関係機関、漁業協同組合等で安全の確保の面から回収する。 | 6 流出木材等防除対策<br>木材等の漂流物の対策については流出油等防除対策に準じるが、基本的な対応については次による。<br>(1) 木材等の漂流物が海上にある場合の対応<br>ア 所有権者（荷主）が社会的、道義的責任から回収する。<br>イ 新潟海上保安部が船舶航行安全の確保の面から回収する。<br>ウ 関係機関、漁業協同組合等で安全の確保の面から回収する。<br>エ 港内の回収は港湾管理者が港内安全確保の面から回収する。<br>オ 回収した漂流物の処理方法は（2）に準ずる。 | 港内の回収及び海上の漂流物の処理について明記されていなかったため。 | 新潟海上保安部                 | ○    | 修正理由のとおり  |